

滋賀県立  
**聴覚障害者センター**  
だより

第32号



発行日／平成16年 3月24日  
発行所／草津市大路 2丁目11-33  
TEL 077-561-6111  
077-561-6133  
FAX 077-561-6112  
077-565-6101  
E-mail : shigajou@eos.ocn.ne.jp

## 聴覚障害者生活支援業務 従事者研修会開かれる

～聴覚障害者本位のサービスを目指して～

平成16年2月26日(木)～28日(土)東京・かつしかで「平成15年度聴覚障害者生活支援業務従事者研修会」が開催されました。この研修会は平成15年度より開始された「支援費制度」において、聴覚障害者生活支援のあり方を学び、聴覚障害者への支援体制の充実を目的にしており、全国より約30名が相談員や聴覚障害者関係施設職員・聴覚障害者ヘルパーなど171名の参加がありました。

一日目の講演では、厚生労働省の専門官より「支援費制度施行後の状況について」の報告や「岩手／高齢聴覚障害者等ミニデイサービスびびきの会について」の実践報告、聴覚障害者にもわかりやすい内容で制作した「DVD／目で知る支援費制度」の完成報告などが行われました。二日目以降は各分科会に分かれて、相談員や手話通訳者などそれぞれの立場から聴覚障害者の生活支援のあり方について討議が行われました。

また「利用者本位サービスを提供する」面では、地域の制度を利用したくても職員との意思疎通ができず、孤独な状況の中で適切なサービスを受けるのが困難な状況が明らかになりました。一方当事者団体を中心にしたミニデイサービス等を実施しているが、設備・制度面での課題も多く、既存の施設を

併せ（特に未就学の高齢者や重複を併せもつ聴覚障害者）に対して、自己決定をする前提になるコミュニケーション保障の体制や情報伝達を関係機関窓口と連携をしながら構築するかが課題としてありました。

県警運転免許課では、「講習が聞えずよく理解できなかった」という聴覚障害者の意見に応えて昨年の12月に聴覚障害者を対象とした特定任意講習を初めて実施しました。運転免許課によると、聴覚障害を持つ運転者は県内に約2500人おり、1年間で3割の人（平成13年度）が免許を更新。聴覚障害者の多くは手話通訳を利用して更新時講習を受けています。特定任意講習は任意の講習ですが、受講6ヶ月以内なら免許更新時の講習が免除されたり、安全運転へのポイントを絞って講習を受けることができます。運転免許課は「平成16年度以降も年に二、三回開きたい」としています。

運転免許の更新が  
気軽にできる

**聴覚障害者を対象にした  
講習を実施**

—— 県警運転免許課

含めて聴覚障害者本位のサービスを実施する社会資源を作っていくのか課題がだされました。

これらの課題に対して聴覚障害者関係機関だけではなく、行政機関や事業所などと一緒になって考えていく必要性をつよく感じられる研修会でした。

**メールで110番通報ができます！**


2月1日から、携帯電話やパソコンによるメールで、110番通報が可能になりました。

これは、聴覚障害者専用の通報システムです。自分のメールアドレスを事前に登録することもできます。事前登録すると、自分専用の通報用ページのアドレスが警察から送られてきますので、そのアドレスを登録しておきます。通報時は、その通報用ホームページに通報内容を入力することになります。

事前に登録しない場合も通報は可能です。また、ウェブ機能のない携帯電話でもメール機能があれば、利用可能です。（但し、ショートメールは利用できません。）

●メールアドレスの事前登録は  
携帯…shiga110@shiga110.jp パソコン…http://cgi.shiga110.jp

●110番通報をする場合は（事前登録をしない場合）  
携帯…shiga110@shiga110.jp パソコン…http://cgi.shiga110.jp/entry.cgi



話題

# 介護保険制度と支援費制度を統合？

## 6月を期限に統合を提起

厚生労働省

昨年の4月からスタートした支援費制度が介護保険制度の見直し案の検討の中で統合される動きがでています。厚生労働省では、今年度の支援費関係予算が大幅に不足したこと、利用者のさらなる増大で来年度以降も予算不足が懸念されること、三位一体改革で支援費制度関係補助金が一般財源化される可能性が高いことから、財源確保を図るために介護保険制度との統合案が急浮上。厚生労働省の塩田障害保健福祉部長は今年1月、障害者団体との面談の席で「公費と保険料を持ち寄る介護保険の仕組みを活用したい」と統合を示唆し、障害者団体に対して早急な検討を始めるよう求めました。

その背景には予算難もさることながら、介護保険の見直し案が今年6月に固まるという期限が決まっているためです。介護保険制度は「施行後5年を目途に見直す」との方針で、'06年4月からの新制度開始に向けて、保険料の徴収対象の引き下げ（現行40歳から20歳以上へ）などの検討が始められています。支援費制度は施行されてまだ1年。財源確保以外にも様々な問題が指摘されており、統合論には、きっちりとした括を踏まえた上で、財政確保の見直しや、制度内容を改めていくべきとの意見や支援費制度がサービスに上限や自己負担がある介護保険に組み入れられ

れば、現在受けているサービスが受けられなくなったり、新たな負担が生じるのではないかと障害者団体には慎重な意見も根強くあります。統合問題を検討する社会保障審議会障害部会の会合（3月2日）では、「障害者部会は今後2週間に一度のハイペースで開催する。介護保険制度と統合するかどうかの話も含めて議論し、大きな方向は6月をめどにとりまとめる」と同省の塩田部長から説明があるなど、今後の成り行きが注目されます。

# 手話を広めるために

## 全国手話通訳問題研究会 分科会で討論

毎年2月の寒い中、全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会の会員が集い、聴覚障害者の福祉の向上をめざすことを目的とし、全国手話通訳問題研究会討論集会が行われています。今年度は第20回目を迎え、兵庫県芦屋市に約1000名が全国から集い、「手話通訳の制度」「手話通訳のしごと」「聴覚障害者のくらし」「手話通訳の運動」を柱とした15の分科会にわかれ、討論が繰り広げられました。

その中のひとつの分科会「手話を広めるための取り組み」では、手話学習

# 平成15年度 登録要約筆記者研修会レポート

去る1月25日登録要約筆記者対象の研修会を開きました。午前中は派遣件数が増加しているノートテイクについて、対象者にとって見やすい配置を追求しようという実地を交えた討議を、また、なくてはならない読みとり手話通訳との共存場面での課題点について話し合いました。手話通訳、要約筆記のシステムの理解や再確認をするため、次年度も引き続きこの課題をテーマとした学習を予定しています。午後からは、全国要約筆記問題研究会 出版研究委員会の吉野歌子さん（奈良県）にお越し頂き、話し言葉を書き言葉に換える際の、原文から要約する過程を目に見

える形で示していただき、要約率に合わせた升目を使用して各自要約の実習をしました。どのくらい遅れて表記されているかまで検証できる升目には感心させられ、アンケートにも学習方法がわかり、有意義な研修との感想が多くなりました。

2月29日にはパソコン要約筆記者登録者の研修会を行いました。一人入力では聞き溜めしながら、内容を理解しながら、要約して、入力する練習。また、パソコン要約筆記専用ソフトが持つ機能の習熟を深め、午後からは2名の難聴者のご協力を得てパソコン要約筆記を紹介しての討論をして頂きました。途中受講者による情報保障の不備からなんと答えてよいか分からなくなる場面もあり、それがなお一層、研鑽の必要性を感じることとなりました。

(手書き：33名 パソコン：15名参加)



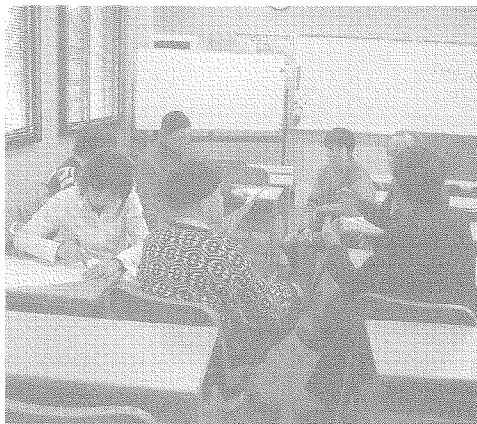


手話は、ろうあ者の集団の中で生まれ、暮らしのなかで変化・発展してきた言葉です。そして、社会の変化のなかであたらしい言葉が生まれていくのと同様に、手話もあたらしく作られていきます。

そこで、日本手話研究所の研究員小松博氏を講師に迎え、「あたらしい手話を学ぼう」のテーマで学習をしました。きこえない人の社会参加がせまばれていた時代は、自分の地域のろうあ者同士が通じ合うだけで良かったのですが、社会参加が広がって全国からろうあ者が集うようになった時には、共通の手話が必要になってきました。その為に「わたしたちの手話」テキストがつくられ、また「あたらしい手話」も

# 「あたらしい手話」を 学びました!!

1月31日(土) 聴覚障害者センター



研究され、発行されていきました。手話を作っていくときには、手話のルールに乗っ取って、わかりやすく、表現しやすいことを考えて、試行錯誤されていきます。講師のユーモアを交えた説明に、参加者は大きくうなずき、

学習会の後半では、臨時滋賀手話研修所を創設しグループに分かれて、みんな楽しく相談して、あたらしい言葉の手話を考え発表していました。

言葉が、定着していくためには、普及し使用されていくことが必要です。ろうあ者が様々な分野で活躍していくときにも、あたらしい手話の創設は大切ですし、多くの人が使用することに

よって、共通化されていきます。今後も引き続き学習の機会を作っていくと考えています。

## ◎図書案内◎

「手話通訳事例集」  
—コミュニケーション  
支援と生活支援—  
—聴覚障害者の自立生活と  
手話通訳のあり方を深める—

手話通訳を利用する聴覚障害者のニーズは多様です。聴覚障害者の自立生活を支えるためには、情報伝達やコミュニケーションの仲介に加え、総合的な生活支援への働きかけが求められます。本書では各地の手話通訳実践例を収集し、手話通訳者の役割や聴覚障害者支援のあり方を検証するもの。手話通訳者の研修会での活用が期待されます。

発行は全国手話通訳問題研究会。  
手話通訳活動あり方検討委員会編  
発売は3月中旬  
A5版 1000円(税込み)  
問い合わせ：当センターまで

## センターだより

苦勞して、長い時間をかけてせっかく書き上げた文章を、キーを押し間違えて消してしまったことはありませんか？せっかく書き上げた文章を消してしまうことほどショックなことはありません。

そういう時はまず、疲れているんだなと思って、ちょっと一息。自分を休ませてあげましょう。深呼吸を試みたり、大好きなケーキを食べたり、おいしいコーヒーを飲んだり、星空を見上げたり…大切な友達に連絡しておしゃべりするのでもいいかもしれません。

そして、心がほかほか暖かくなったら、もう一度書き直すのです。

果たして覚えているか不安になりますよね。でも大丈夫。パソコンには記憶されていなくても、あなたの手と頭と心が記憶しています。一度書いたものよりは、もっといい文章になっています。

うっかり消してしまったら、『もっといいものが書けるよ』と、神様がチャンスくれたと思しましょう。間違っ  
て消去してしまっても心配いりません。今度はもっといいものが書けるはず。  
(K・A)

### 新しいビデオが入りました

平成15年度字幕ビデオライブラリー共同事業  
第2回(後期)分のビデオが新しく入りました。主な  
タイトルは次の通りです。

- ドキュメント 教養
  - 世界遺産 姫路城、パチカン市国
  - どうぶつ奇想天外
  - プロジェクトX 挑戦者たち
  - 趣味悠々
    - とてもやさしい! 中高年のためのパソコン講座
  - ドキュメンタリー 北の国から
- ドラマ
  - GOOD LUCK!!
  - ドラマ 少年たち
  - 明智小五郎対怪人二十一面相
  - 金曜エンタテイメント
    - えなりかずきの少年探偵 事件でござる!
- 映画
  - 新 仁義なき戦い
  - 千年の恋 ひかる源氏物語
  - ゴジラ 2000 MILLENNIUM
- アニメ
  - ルパン三世
  - おジャ魔女どれみ ドッカーン!
- バラエティ
  - 奇跡体験!アンビリバボー
  - 発掘!あるある大事典 など

### 日々のIT相談

よくある相談事例

- ・電源、起動、終了時のトラブル
- ・キーボード、マウス、入力に関する疑問
- ・インターネットに関する質問
- ・画像の編集や保存方法
- ・印刷、プリンタのトラブル、設定方法
- ・セキュリティ
- ・アプリケーション
- ・ADSL接続
- ・ホームページの作成方法
- ・メールに関するトラブル
- ・ウイルス対策

### IT講習会のようす

～第1回、第2回を終えて～

少人数での講習会なので、一人一人の疑問に対しての講習を、ゆっくりとしたペースで進めることができました。

参加者の声

「今日は初めてで、パソコンの基本操作を色々覚えるのが楽しかったです。」

「マウスの持ち方は楽になって、早く覚えたと思います。」

「IT講習会は初めてなので、とても難しかった感じですが、今後もっと覚えられるように頑張っていきたいと思います。」

「ゆっくりしたペースでしたので、気分的にも落ち着いて勉強できました。」

今後もお一人お一人がわかりやすく学べるように進めて行きたいと思えます。(多人数では不安な方・お時間の調整がつかない方・ご自分の知りたい部分だけ受講したい方など、個別に対応させていただきます。)

★ワンポイント・パソコン講座3★  
**会社のパソコンは私用に使用禁止ですよ!**

- 会社に、アナタ専用のパソコンがありますか?
- 会社のパソコンから、ホームページを見る事ができますか?
- 会社のパソコンから、メールできませんか?
- でも、職場のパソコンを私用に使うのはダメ!
- 職場のパソコンは、仕事で使うために有るのです。
- 仕事時間中にスケベなホームページを見たり、友達にメールを送ったりしたら、クビになる可能性もあるので、気をつけましょう。
- 出張のためのホテルを会社のパソコンからインターネットで予約するのはオーケーだけど、家族旅行のホテルを予約してはいけません。
- 職場のパソコンで、一般的に全社員・職員に対して禁止されている項目を書きますので、参考にして下さい。
- ×仕事時間中に、仕事に無関係のホームページを見る!
  - ×職場で、仕事に無関係のホームページを印刷する!
  - ×仕事時間中に、仕事に無関係のメールを書く!
  - ×仕事時間中に、仕事に無関係の無印にメールを送る!
  - ×仕事時間中に、友達からのメールを受け取って読む!
  - ×仕事に無関係の掲示板に、自分の意見を書き込む!
  - ×仕事時間中に、友達とチャットする!
- 右の項目に心当たりのある人は、今後は注意して下さいネ!